

福岡県バドミントン協会創立70周年記念事業
平成29年度(第72回)国民体育大会バドミントン競技
福岡県予選会要項

1. 主 催 福岡県教育委員会 (公財)福岡県体育協会
福岡県バドミントン協会
2. 主 管 久留米市バドミントン協会
3. 後 援 久留米市教育委員会 (公財)久留米市体育協会
4. 特別協賛 ヨネックス株式会社
5. 日 時
(少年の部)
平成29年4月15日(土) 9時30分開会 ダブルス、シングルスの一部
平成29年4月16日(日) 9時30分開会 残りのシングルス
(成年の部)
平成29年6月10日(土) 9時30分開会 ダブルス
平成29年6月11日(日) 9時30分開会 シングルス
6. 会 場
(少年の部)
久留米市みづま総合体育館
住 所 久留米市三潴町玉満2593-1 TEL 0942-65-1115
(成年の部)
久留米市みづま総合体育館
住 所 久留米市三潴町玉満2593-1 TEL 0942-65-1115
7. 種 目 少年男子・女子の部 単・複
成年男子・女子の部 単・複
8. 競技規則 平成29年度(公財)日本バドミントン協会競技規則、同大会運営規程及び同公認審判員規程による
9. 競技方法 各種目とも、トーナメント方式とする
10. 使用シャトル及び使用器具
平成29年度(公財)日本バドミントン協会第1種検定合格水鳥球(ヨネックス
ニューオフィシャル)及び同検定合格器具とする
11. 参加資格
 - (1) 国民体育大会参加資格による
 - (2) 所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる
 - ア 成年種別
 - (ア) 居住地を示す現住所
 - (イ) 勤務地
 - (ウ) ふるさと(別記)
 - イ 少年種別
 - (ア) 居住地を示す現住所
 - (イ) 学校教育法第1条に規定する学校所在地
 - (ウ) 勤務地

- ※ 上記の属する都道府県のうち「ふるさと」以外から参加する場合は、平成29年4月30日以前から本大会参加時まで、引き続き当該地にそれぞれ居住、勤務又は通学していなければならない
- ※ 国体代表となった監督・選手は九州ブロック大会(8/25~8/27)、本国体(10/6~10/9)に参加可能のこと(少年男子は、ブロック大会への参加はなく、本国体への参加となる)

12. 参加料

一人1種目成年4,000円、少年3,000円とする。ただし、平成29年度(公財)日本バドミントン協会会員登録を完了している者にあっては、成年2,000円、少年1,500円とする。

平成29年度(公財)日本バドミントン協会会員登録は、市郡協会で受け付けています。ただし、少年の部については、大会当日、登録完了が確認できれば可とします。

13. 納入方法 郵便振替により下記に納入のこと

郵便口座番号：01720-8-4570 (右詰)
加入者名：久留米市バドミントン協会

14. 申込期限 少年の部：平成29年4月5日(水)必着のこと 成年の部：平成29年6月2日(金)必着のこと

15. 申込方法 大会申込用紙に所定の事項を記入し、郵便振替払込書の写しを添えて下記へ送付のこと ※ 電話による申込みは受付けない

16. 申込先 〒830-0072 久留米市安武町安武本597-3 久留米市バドミントン協会事務局 小形 公一 携帯 090-1087-4305 (非通知着信拒否) Mail アドレス kurukuru-badominton@lilac.plala.or.jp

17. その他

- (1) 組合せは、主催者(福岡県協会強化指導委員会・競技審判委員会)に一任のこと
- (2) 国体の監督・選手は、福岡県バドミントン協会で決定する
- (3) 競技時の服装は、相手又は観客に不快な感じを与えないような運動用ウエア・シューズを着用すること。但し、白一色の上衣は、襟付きとする。色付き着衣を使用する場合及びシューズは、(公財)日本バドミントン協会審査合格品とする
- (4) 選考は、以下の基準によりおこなう

選考対象者は、原則として、シングルス及びダブルスの2位以上の選手とする
(成年の部)

1. シングルス1位の選手が含まれるダブルスが1位の場合
⇒シングルス1位とそのパートナー(ダブルス1位の選手)とシングルス2位の選手とする
補欠選手は協会で決定する
2. ダブルス1位のいずれかの選手がシングルス2位の場合
⇒ダブルス1位の選手とシングルス1、2位の選手とする
補欠選手は県協会で決定する。
3. シングルス1位の選手が含まれるダブルスが2位の場合
⇒シングルス1位の選手は決定し、シングルス2位、ダブルスの1位及び2位の選手の中から選手2名及び補欠選手を県協会で決定する
4. 上記により選手が決定しない場合は県協会で決定する

(少年の部)

少年の部は国体予選会及びインターハイ予選会の結果に基づき決定するものとし、選考の基準は成年の部と同様とする

但し、国体予選会及びインターハイ予選会の結果が異なった場合は、県協会で決定する

国体予選会において、中学生がシングルス4位、ダブルス2位以上の成績を納めた場合は、高校生の代表が決定した後に、中学生を含めて選考をおこない県協会で決定する

別記 【ふるさと選手制度】

- (1) 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。
- (2) 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。
- (3) 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項-(1)-①-ウ(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
- (4) ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連續とし、利用できる回数は2回までとする。
- (5) 参加都道府県は、「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込み締切り期日までに、(公財)日本体育協会宛に提出する。